

## 企業年金連合会規約の一部を変更する規約

企業年金連合会規約の一部を次のように変更する。

第47条の4の次に次の一条を加える。

(代行年金に係る過払による返還請求の範囲)

第47条の5 連合会は、代行年金の過払が行われた場合において、当該過払が行われたときから5年を経過しているときは、その5年を経過している過払による返還金についての返還の請求を行わない。

2 前項の請求を行わないことについては、第14条(第6号に係る部分に限る。)の規定にかかわらず、評議員会の議決を要しない。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、認可の日から施行し、この規約による変更後の企業年金連合会規約第47条の5(次条において準用する場合を含む。)の規定は、この規約の施行日前に請求を行った返還金については適用しない。

(代行年金に係る過払による返還請求の範囲に関する経過措置)

第2条 この規約による変更後の企業年金連合会規約第47条の5の規定は、同規約附則第5条の規定によりなおその効力を有するものとされた同規約附則第4条に規定する旧規約第44条に規定する代行年金について準用する。

## 企業年金連合会規約変更理由書

### 1 変更理由

企業年金連合会（以下「連合会」という。）が支給する代行年金（解散した基金から引き継いだ代行部分のみの老齢給付）については、国の老齢厚生年金が他年金選択等の理由で支給停止されている場合には支給停止等とすることとされている。（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号）附則第61条第3項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第1条の規定による改正前の厚生年金保険法第163条の2）

こうしたケースにおいて過払いが発生した場合は、民法上の不当利得に当たり、連合会では同法の規定に従い、全額返還請求を行ってきたところである。

一方、国の老齢厚生年金の過払いについては、会計法の規定により給付から5年を経過していない分についてのみ返還の対象となっている。

連合会が支給する代行年金は、国の老齢厚生年金を代行している給付であり、今般、従来どおり過払い分の全額返還を求めるのではなく、国の対応にそえることとし、その旨を規約に明示するものである。

### 2 変更内容

代行年金の過払が行われた場合において、当該過払が行われたときから5年を経過しているときは、その5年を経過している過払による返還金についての返還の請求を行わない旨の規定を追加する。また、当該請求を行わないにあたり、評議員会の議決を要しない旨の規定を追加する。

### 3 実施時期

この規約は、認可の日から施行し、この規約の施行日前に請求を行った返還金については適用しない。

企業年金連合会規約新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;"><b>第3節 代行年金</b></p> <p>第47条～第47条の4 (略)  <u>(代行年金に係る過払による返還請求の範囲)</u>            第47条の5 連合会は、代行年金の過払が行われた場合において、当該過払が行われたときから5年を経過しているときは、その5年を経過している過払による返還金についての返還の請求を行わない。            2 前項の請求を行わないことについては、<u>第14条(第6号に係る部分に限る。)</u>の規定にかかわらず、<u>評議員会の議決を要しない。</u></p> <p>附 則  <u>(施行期日)</u>            第1条 この規約は、認可の日から施行し、この規約による変更後の企業年金連合会規約第47条の5(次条において準用する場合を含む。)の規定は、この規約の施行日前に請求を行った返還金については適用しない。  <u>(代行年金に係る過払による返還請求の範囲に関する経過措置)</u>            第2条 この規約による変更後の企業年金連合会規約第47条の5の規定は、同規約附則第5条の規定によりなおその効力を有するものとされた同規約附則第4条に規定する旧規約第44条に規定する代行年金について準用する。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第3節 代行年金</b></p> <p>第47条～第47条の4 (略)</p>